

平成22年度第1回千葉市社会福祉審議会
高齢者福祉・介護保険専門分科会議事録案

1 日 時：平成22年7月9日（金） 午後7時00分～午後8時50分

2 場 所：千葉市総合保健医療センター 5階 大会議室

3 出席者：

(1) 委員

畔上加代子委員、岸岡泰則委員、斎藤博明委員、佐藤真生子委員、杉山明委員、
高梨茂樹委員、高野喜久雄委員、武村和夫委員、中溝明子委員、永井由美委員、
西尾孝司委員、平山登志夫委員、広岡成子委員、藤澤里子委員、布施貴良委員、
古山陽一委員、松崎泰子委員

(委員17名)

(2) 事務局

西山高齢障害部長、柴田高齢福祉課長、鳩川高齢施設課長、原澤介護保険課長、
鈴木健康企画課長補佐、海宝高齢福祉課長補佐、八巻高齢施設課長補佐、
角田介護保険課長補佐、篠田介護保険課長補佐、
岡田中央区高齢障害支援課介護保険室長、椎名花見川区高齢障害支援課介護保険室長、
御園稲毛区高齢障害支援課介護保険室長、蜂谷若葉区高齢障害支援課介護保険室長、
渡辺緑区高齢障害支援課介護保険室長、原田美浜区高齢障害支援課介護保険室長、
高橋高齢施設課係長、上原介護保険課係長、石渡介護保険課係長、
櫻井介護保険課係長、山根高齢福祉課主査

4 議 題：

- (1) 会長の選出及び職務代理の指名について
- (2) 平成21年度介護保険事業の運営状況について
- (3) 介護給付の適正化について
- (4) 介護人材の確保・定着対策について
- (5) 高齢者施設の整備状況について
- (6) 千葉市成年後見支援センター及びちば認知症コールセンターについて
- (7) 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の策定について
- (8) その他

5 議事の概要：

(1) 会長・副会長の選出について

委員の互選により、会長に松崎委員、職務代理者に武村委員が選出された。

(2) 平成21年度介護保険事業の運営状況について

「資料1」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

(3) 介護給付の適正化について

「資料2」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

(4) 介護人材の確保・定着対策について

「資料3」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

(5) 高齢者施設の整備状況について

「資料4」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

(6) 千葉市成年後見支援センター及びちば認知症コールセンターについて

「資料5」「資料6」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

(7) 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の策定について

「資料7」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

6 会議経過：

（篠田介護保険課長補佐） それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成22年度第1回千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会を始めさせていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、介護保険課の篠田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日の会議でございますが、夏のライフスタイル実践への取組みといたしまして、原則背広の着用なしで、ノーネクタイとさせていただきたいと存じますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いたします。

本日のご出席委員数は、総数20名のうち、17名でございますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開となっておりますので、よろしくお願いたします。

では、会議に入ります前に、配付してあります資料のご確認をお願いします。先日のお送りした資料の一部に訂正がございましたので、本日お配りした資料でお願いいたします。まず、上から次第、席次表、委員名簿でございます。各資料の確認は資料に不足等はありませんでしょうか。

それでは、はじめに、開会にあたり、西山高齢障害部長よりご挨拶を申し上げます。

（西山高齢障害部長） こんにちは。高齢障害部長の西山でございます。

本日は、大変お忙しい中、当分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日頃より、保健福祉の推進はもとより、市政各般にわたり多大なるご支援を賜っておりますこと、この席をお借りして厚くお礼申し上げます。すでに委員の皆様ご承知のとおり、当分科会は昨年度までは社会福祉審議会老人福祉専門分科会が運営しておりましたが、本年度より介護保険運営協議会と統合いたしまして、新たに高齢者福祉・介護保険専門分科会として開催することとなっております。当分科会におきましては、介護保険事業運営の適正化等につきましてご意見をいただくほか、平成24年度からスタートします第5期高齢者保健福祉推進計画、これは介護保険事業計画を包含します計画でございますが、これらにつきましてご審議をお願いするものでございます。本日は、介護保険事業の運営状況や高齢者施設の整備状況など、本市の取組みと現状につきまして、ご報告させていただこうと思っております。委員の皆様方には貴重なご意見を賜りますようお願い申しあげまして、開会にあつたての挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

（篠田介護保険課長補佐） 続きまして、本日が第1回目となりますので、お手元にあります委員名簿に基づきまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

たいへん恐縮ではございますが、お名前をお呼び申し上げましたら、恐れ入りますがその場でご起立をお願いいたします。

〔別紙名簿による読み上げ〕

ありがとうございました。なお、佐藤委員、杉山委員、永井委員の委嘱状につきましては、会議の進行上あらかじめお手元にお配りさせていただいたことご承願います。また、前委員で公募被保険者代表の田中宏平様におかれましては、先月ご逝去されましたので現時点での委員数は1名の欠員が生じております。欠員につきましては、次回分科会開催までに新たな委員を選定する予定でございます。

事務局職員につきましては、時間の都合上、お手元にお配りした座席表にて、紹介に代えさせていただきます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。初めに今回が初めての分科会になりますので、会長を選出していただく必要がございます。会長が決まるまでの間、事務局で仮の議長をたてまして、会長の選出を行いたいと思います。仮議長は、西山高齢障害部長が務めさせていただきます。よろしくお祈いします。

(西山高齢障害部長) それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を努めさせていただきます。会長の選出は、千葉市介護保険運営協議会設置要綱第5条第2項で、委員の互選となっておりますが、いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

(高梨委員) はい。会長には、福祉の分野に造詣の深い、現在も日本社会事業大学常務理事を務めております、松崎泰子委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

(西山高齢障害部長) ただいま高梨委員さんより、松崎委員さんを会長に推薦、とのご提案ありまして、みなさまご賛同の拍手がございましたので、松崎委員さんをお願いしたいと存じます。ご協力ありがとうございました。

(篠田介護保険課長補佐) それでは、松崎会長さんには、会長席へ移動していただき、就任のご挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお祈いいたします。

(松崎会長) ご推薦いただきましてありがとうございます。私長くこの仕事しておりますので、どなたかお若い方に代わっていただきたいと思いますが、推薦ということでございますので、務めさせていただきます。どうぞよろしくお祈いいたします。

介護保険も十年経ちまして、今政権交代したということもあり、いろいろなところで市民活動の動きがでてきております。私のところにも、介護保険の見直しのために、入ってほしいというお誘いもあり、あるいは在宅ということで入ってきております。在宅の場合、居住型ということで随分変わってきております。また、ケアする人をどう支えるかも重要ではないかな、と思います。また、千葉市の介護保険の運営状況をみさせていただきながら私もいろいろ考えるところもあります。会長の仕事をしておりますと、発言できないかなど、皆様が活発に意見を言っていただきたいと思います。どうぞよろしくお祈いいたします。

(篠田介護保険課長補佐) ありがとうございました。

これからは、松崎会長さんに議事の進行をお願いしたいと存じます。まず、会長職務代理者を指名していただき、その後は議題に沿って進めさせていただきたいと思います。よろしくお祈いいたします。

(松崎会長) それでは、議事に入らせていただきます。

まず、会長職務代理者につきましては、千葉市社会福祉審議会運営要綱第2条4項の規定により、会長から指名させていただくことになっております。私といたしましては、福祉の専門家であり、特に保健医療の分野にも精通しております千葉市老人福祉施設協議会顧問でいらっしゃいます、武村和夫委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

(松崎会長) 武村先生、どうぞこちらへ。では、新任の挨拶をよろしくお願いいたします。

(武村委員) 武村です。突然のご指名で、ちょっととまどっておるのですが、松崎先生はまだまだお若いので何の心配もいらないと思いますが、力及ばないかもわかりませんが、ご指名ですので松崎会長を精一杯サポートして、この会でいい仕事ができるように頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(松崎会長) それでは、早速、議題(2)の平成21年度介護保険事業の運営状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

(原澤介護保険課長) 介護保険課の原澤と申します。失礼ではございますが着席しながらご説明したいと思っております。それでは、平成21年度介護保険事業の運営状況についてご説明いたします。資料1の1ページをお開きください。

はじめに、(1)人口等の状況ですが、65歳以上の第1号被保険者数が、18万8,127人で、高齢化率は、19.69%となっております。第1号被保険者数の対前年比で本市は、全国と比べて、やや上回っています。この状況を下のグラフに示してございます。

次に2ページをお開きください。(2)要介護認定者数の状況ですが、第1号被保険者の要介護認定者数は、26,028人で、対前年比1.04倍に増加しております。また、認定率は13.83%で、年々上昇傾向にあります。認定率は、全国との比較では千葉市は、全国よりも下回っております。この状況を下のグラフに示してございます。

次に3ページをお開きください。(3)サービス利用者数の状況ですが、サービスには、訪問介護、デイサービス等の居宅サービスと、特別養護老人ホーム等の施設サービスに大別されますが、居宅サービス利用者数は、17,980人で、対前年比1,179人増加しております。一方、施設サービス利用者数は、3,781人で、対前年比1人増となっております。また、サービス利用者数は、21,761人で、対前年比1,180人増となっております。居宅と施設のサービス利用比率からみますと、千葉市は83:17であり、全国が79:21であることから、本市は、居宅サービス利用者が高いこととなります。以上の状況を下のグラフに示してございます。

次に、4ページをお開きください。(4)保険給付費支給状況ですが、居宅サービスが約219億円、対前年比6億円増、施設サービス約118億円、対前年比4.4億円増、給付費全体では353億円、対前年比9.9億円増となっております。また、居宅サービスと施設サービスの給付費の比率からみると、居宅サービスの比率が増加傾向にあります。以上の状況を下のグラフに示してございます。

次に、5ページをお開きください。(5)1号被保険者の介護保険料の収納状況等ですが、まず、保険料は、基準額は、年間46,356円で、前年度比1.02倍になります。また、保険料を年金からいただく特別徴収の方が156,709人(83.3%)、それ以外の普通徴収の方が、31,418人(16.7%)となっております。また、保険料収納額は、87億3,736万6千円で収納率は、95.41%となっています。下の表は、参考として、平成21年度から23年度までの3カ年の段階別保険料を掲載しております。最後に、6ページをお開きください。(6)介護サービス事業所数ですが、千葉市をサービス提供区域とする市外所在の事業所を含めて、居宅サービスは、1,461事業所あります。次に、特別養護老人ホームなど施設サービスは、57事業所あります。また、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームなど地域密着型サービスが99事業所あり、合計すると、1,617事業所あります。

説明は以上です。

(松崎会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

(平山委員) 本市の場合、居宅と施設での割合が相対的にやや低いということですが、これは待機をしている方も少ないと理解されるのか、実は希望している方は多いけれど探してなく結果として施設が少ないと理解してよいのか。

(鳩川高齢施設課長) 特別養護老人ホームに限定して申し上げますと、今年の4月1日の状況で、待機者1,934人とかなりございます。後ほど高齢者施設の整備状況でご説明いたしますが、どうしても待機者解消には結果的になっていない状況です。補助金が絡んでおりますが、例えば一般的に80床でショートステイを20床つけるのですが、この100人分を施設整備しますと、3億3千百万ほどの補助金がかかります。市の財政もひっ迫している中で、なかなか積極的な整備ができない状況です。ただ、介護基盤の緊急整備等で後ほどご説明したいと思います。

(西山高齢障害部長) 補足させていただきます。千葉市は全国と比べた場合に、居宅サービスの比率が高いというのは施設サービスが不足しているということではなくて、むしろ千葉市は政令市の中でも人口比と比べて施設整備率というのは決して低いほうではありません。この居宅の比率が高いというのは、施設サービスも一定に受けながら、いわゆる都市部の特長として居宅サービスが結構整備されているということで、居宅サービスの利用が活発であると、そのようにご理解いただければと思います。

(松崎会長) その他、ご質問やご意見はありますか。はい、平山委員どうぞ。

(平山委員) 3ページのサービス利用者数の状況ですが、施設サービス利用者3,781名、前年度比1名増となっております。それで、4ページの保険給付費支給状況の施設サービス11.8億、前年度比4.4億円増ということですが、1名増で4.4億円増えるのですか。

(松崎会長) 対前年度比1名増ということですが。

(原澤介護保険課長) はい、ただ今のご質問ですが、これは推測ですが、介護報酬が上がったことが原因ではなかろうか、ということが考えられます。

(平山委員) これは、施設に入っている人の介護度が上がったのではないですか。そのへんの数字をはっきり資料に数字を出していただければよいと思いますけどね。

(西山高齢障害部長) 基本的にベースが100億あれば、介護報酬が3%上がれば3億円、5%上がれば5億円あがりますので、基本的にはそういう仕組みだと思います。あとはもう一つ、要介護度の高い方の比率があがればまた増えると、今のご質問はあとで精査してまた各委員さんにご報告したいと思います。よろしく願いいたします。

(平山委員) それは次の回でということですか。

(西山高齢障害部長) 次の回までにはだいたい間があると思いますので、わかりしだい近々にお送りしたいと思います。

(松崎会長) それでは、藤澤委員どうぞ。

(藤澤委員) 訪問介護と訪問看護のところで、最近では入院日数を減らして在宅にという流れがあるが、24時間対応している施設がどれだけあるか、ということと、在宅で困っている状況というのがでていないのかな、ということを知りたいのですが。

(原澤介護保険課長) 夜間対応型の訪問介護事業所の数ですが、手元にあるのが古いのですが、21年の11月時点ですが、24時間の訪問介護サービスを提供している事業所は、市内で30事業所あります。訪問看護の方もでしょうか。

(藤澤委員) 訪問介護も訪問看護も両方です。

(原澤介護保険課長) 訪問介護はさきほどの数ですが、訪問看護については、手元に資料はございませんので、申し訳ございません。

(藤澤委員) それにしても、訪問介護も1割程度ということですよ。実際にお困りだという相談はでていないのでしょうか。

(西山高齢障害部長) ただ今、各区に確認しましたけれども、実際にサービスが足りないという状況があれば、まず各区に苦情等が入ってくるのが考えられますが、特に各区のほうで聞いていないということですので、サービスが足りないということよりも、特に夜間ヘルパーさんが家の中に入り込むという抵抗感もあって、必ずしもその夜のサービス自体を持ち込みたくないという話も聞いております。少なくとも、十分足りているかと自信をもって断言できませんけれども、不足して困っているという声は出ていないという状

況でございます。

(松崎会長) そのへんも今度の調査もありますので、そういったところもきちっと調べてもらおうということでしょうか。

それでは、次に進ませてもらいます。

続きまして、議題3の介護給付の適正化について、事務局から説明をお願いします。

(原澤介護保険課長) それでは、資料2で説明させていただきます。

介護給付の適正化については、平成19年度に千葉県が策定した「介護給付適正化計画」に基づき、各種施策を講じております。

はじめに、平成21年度に体制の充実・強化をはかったものとして、介護サービス事業者実地指導(いわゆるケアプラン等点検事業)がございます。指定居宅サービス事業者が費用算定基準に沿った請求を行っているかなどを実地に確認することにより給付の適正化を図るものでございます。平成20年度までは、保健師2人及び事務職員2人の計4人が兼務で行っていたものを、21年度からケアマネージャー資格を有する専任の嘱託職員2人を新たに雇用し、これに事務職員2人を加えた体制で、平成20年度の25か所から21年度には、4倍の102か所実施することができました。本年度は、さらにそれを増やし130か所実施する予定でございます。

次に、本年度から新たに取り組むものとしては、手摺の設置や床面の段差解消などの住宅改修の現地確認を実施いたします。従来は、書面審査のみでございましたが、過去に住宅改修に際し、一部において、介護保険の給付の対象とならない工事が行われるなど、事後にトラブルが発生しており、これを改善するため、住宅改修費の給付について、改修前に、利用者宅を訪問し、家屋内の調査や利用者の身体の状態など確認し、改修後には、その施工状況などを確認するもので、千葉市住宅供給公社に委託して事業を行います。本年6月以降の申請分から実施し、年間150件を予定しております。なお、調査員は、建築専門技術者及び看護師の2人体制で行います。

引き続き取り組むものとしては、4項目ございますが、1つめとして、サービス利用者に対して、年2回、介護給付費通知を郵送し、自らが利用した費用へのコスト意識の喚起及び不正請求の防止を目的として、行うものでございます。なお、昨年度は、83,789件を実施しております。

2つめとして、居宅介護支援事業者からのサービス計画費の請求について、利用実績のないものや加算要件を満たさないものについて、居宅介護支援事業者に事実を照会し、報告書の提出を求め、必要に応じて返還させる「保険給付費の点検・確認」を年2回行っております。

3つめとして、苦情等の通報があった場合に、介護保険法第76条等に基づき、保険給付の適正化、介護保険制度の適正な運営の確保及びサービス利用者の保護を図るため、監査を行っています。昨年度実績は、16事業所、昨年度中に返還された金額は、260万円となっております。

最後に、介護保険制度の改正や各種サービスの運営基準の解釈等の情報を周知するとともに、過去に行った通知等を含め、サービス事業者に資料提供を行い、体系的な理解を深めることを目的として、昨年度は、訪問介護、居宅介護支援事業所を対象に、介護保険事業者集団指導を1回行いました。

説明は以上です。

(松崎会長) 介護保険の適正給付についてご説明いただきました。ただ今の説明の中で、ご質問やご意見はありますか。

(武村委員) 僕自身の日常診療の中で、ちょっと気になった監査の内容を二つあげて、検討していただきたい。まず一つは、特養に入所中の高齢者の方に年2回胸部レントゲンを実施しなさい、というような監査がある。胸部レントゲンは3回も4回も撮れば撮るほど結核その他の病気が見つかるわけだが、一般的には僕は1年間に1回でいいのではないかと、思っている。僕自身は嘱託医として医療機関を持っていますから、年2回撮れと言

われれば、その分自費でのレントゲン撮影ということで、診療所としては儲かるわけですが、逆に言うとしたら特養等の運営が厳しい中、余計な負担を強いることになる。全国でそうであるかわかりませんが、千葉市では監査のときに2回撮るようにと指導される。これは行き過ぎではないかな、と臨床医としては一つ思う。

もう一つですが、僕自身の外来に通ってきているグループホームの職員からの相談です。どういうことかという、グループホームは、まずひとつに常日頃かかる医療機関を決めなさい、これは当然なのですが、監査のときに、その医者が万が一に連絡取れないときに困るから2番目の医療機関を確保しておきなさい、要するにメインとサブと、これは一見もっともらしく聞こえることだが、実は僕自身のところに外来に全くかかってこないグループホームの方から僕に協力医療機関として要請されて僕がサインしたグループホームが5か所くらい緑区の近辺にある。その5か所くらいのグループホームから困ったから診てほしいと言われて診療したことはここ数年一度もない。ということは、逆にいえば、一つの医療機関で十分であるということです。サブの医療機関のハンコもらうにあたって、僕の場合は無料でサインするが、医療機関によっては年間である程度の契約料みたいなものを要求されることがある。これも零細なグループホームにとっては、それぞれの医療機関を確保してそちらにもお金を払うというのは、よくできた制度のようで全くの無駄であって、負担になるだけではないか。救急の時にどうなるかという、千葉市内の救急は、一番ありがたいのは救急車です。例えば、千葉市でやっている夜間救急診療所なんですけれども、夜間救急診療所側には必ず二次の待機病院があつて、ベッドを確保している。ところが、休日診療所夜間救急診療所にもしばしば待機病院に電話入れたところ満床ですから他をあたってください、ということがあつた。ということは、他をあたるということは、大抵救急車で病院を探すということです。結局まったくの救急の場合には千葉市にある救急車による対応、夜救急であるとか、救急車が連れて行ってくれる病院であるとかで十分ではないのかな、と思う。したがって、グループホームに対する2つの医療機関からの協力医療機関からの契約書の要求というのも、監査で指摘されるのだそうです。これも行き過ぎた監査ではないか。検討いただけないでしょうか。

(松崎会長) 今、医療の現場と介護保険施設の現場からの適正化とはなんなのか、と改めて考えさせる問題ですが、そのことについて検討していただきたいということでございます。今この場で一定の基準があるということでしょうか。

(鳩川高齢施設課長) 高齢施設課です。一般的に監査につきましては、国の指針とか通知などがでていますが、それに準じて市もやっているかと思う。まず、胸部レントゲンについては、市独自で年2回やったほうがよいということで指導している可能性もある。持ち帰りまして、国のほうでどういった指導指針になっているか確認をさせていただきたいと思う。それから、グループホームの2番目の協力医療機関の契約ですが、その点についても、今即答できなくて申し訳ないが、さきほどのレントゲンと一緒に確認させていただきます。申し訳ございません。

(松崎会長) はい、よろしく願いいたします。平山委員どうぞ。

(平山委員) 胸部レントゲンを2回撮るといいますが、何の目的のためですか。

(西山高齢障害部長) 申し訳ございません、今日は監査部門の職員が出席していない関係で、そこの部分に精通した職員がいません。もともとの国の指針に基づいてやっているはずですが、もし市の裁量なのかどうかも含めて、持ち帰って検討させていただきます。平山委員さんのご質問にお答えできるものは今日はありません。

(平山委員) 高齢者の結核発生率というものをきちんと把握したほうがよいのでは。どうして2回なのか、その結果はどうなのか、をはっきりしたほうがよいと思います。

(松崎会長) それでは、よろしく願いいたします。介護給付の適正化については以上で終わりにさせていただきます。

引き続き次の議題に入らせていただきます。議題4の介護人材の確保・定着対策について、引き続き事務局からご説明いたします。

(原澤介護保険課長) 次に、介護人材の確保・定着対策についてご説明いたします。
資料3でご説明させていただきます。

この介護人材確保につきましては、本市の介護保険事業計画に位置付けられておりますが、本年度から介護事業所における人材確保及び失業者に対する雇用機会の創出を図るため、本市は、国費100%の緊急雇用創出事業を活用して、介護スタッフ確保事業を介護事業所に業務委託して実施しています。

1つめの本市における取組みです。始めに、介護福祉士養成コースを説明します。これは、介護事業所が失業者を雇用し、働きながら介護福祉士の養成校に2年間通っていただき、卒業後は無試験で、介護福祉士の資格取得をしていただくものです。本市は、資格取得までの2年間の被雇用者に給与や学費など資格取得に必要な経費について介護事業所を通じて支給するものです。本市は、今年の3月中に20事業所を決定し、事業所は、ハローワークを通じて人材募集を行ったのですが、その結果は9事業所で9人を採用でき、全員が養成校に入学し、現在も、働きながら資格取得を目指しております。

次に、ホームヘルパー2級養成コースですが、年間100事業所、100人を予定し、5月末日までに前期50介護事業所を決定し、6月末現在で、30事業所で30人を雇用でき、雇用期間中の5ヶ月間のうちに養成校に通いながら、ホームヘルパー2級資格取得を目指します。なお、8月下旬から後期募集を開始します。

次に、介護業務限定コースですが、年間延べ40事業所、40人を予定し、5月までに前期20事業所を決定し、6月末現在で、4事業所で4人が雇用されています。なお、8月下旬から後期募集を開始します。

次に、2つめの福祉人材確保・定着千葉地域推進協議会における取組みを説明します。この協議会は、千葉県が県内を12の圏域ごとに、それぞれ協議会を設置して、人材確保・定着対策を講ずるものでございます。千葉地域推進協議会は、本市を含め福祉系教育機関や、介護サービス事業所、職能団体などを構成員として、昨年10月に設置され、本市の実情に合った事業の検討協議を行い、昨年度は、下の表に記載された各主催団体が千葉県から補助金を受けて人材確保・定着対策事業を実施しております。なお、本協議会における協議、検討及び県の補助事業は、平成21年度から23年度まで継続して行われることとなっております。

説明は以上です。

(松崎会長) はい、ありがとうございました。ただ今のご説明に対してご質問ございませんでしょうか。

(広岡委員) 3番目の介護業務限定コースというのは、資格がなくてもできる介護業務につかせるということでしょうか。

(原澤介護保険課長) はい、3番目の介護業務限定コースは特に資格取得というものではなくて、現在資格を持っている方または持っていない方が施設において仕事していただくということで、これは失業者の方を緊急的に雇用して施設もその方に働いてもらって助かる、できればその方も引き続いて正規の職員として雇用されるということを市として望んでいるところであります。

(松崎会長) はい、以上でよろしいでしょうか。はい、平山委員。

(平山委員) 介護で一番人材が不足している、これは介護福祉士もそうですが、やはり看護師だと思うのですね。訪問看護もだが、本当に必要な人を養成するということにはならないのか。

(松崎会長) これは介護人材ということなのですね。でも実際には、看護師さんのほうも従事しているわけですから、全部含めて考えていかなければいけないのでは。はい、どうぞ。

(西山高齢障害部長) まさに平山委員さんがおっしゃっていただいたことは抜本的に人材が不足していることの対策というのは当然必要であろうと思う。ただ、今回ご説明しているのは、緊急的に失業されている方を比較的短い期間で即戦力として使っていくという

主旨でありますので、こういう形で決定している。看護師がどこでも不足して困っていることは重々承知しているが、それはこういう形でなくてじっくり時間かけて、数カ月、2年とか時間かけてやることは別として、そういうところに力を入れていくことは必要であろうと思っている。

(平山委員) 別の会ですが、ホームヘルパー2級の資格を取ってもとても役に立たないという報告もあった。2級では雇用の対策にならないのではと。

(松崎委員) 創出事業としてやっているのが、こういった形なのだけれども、介護事業の中での人材、それと仕事の定着ですね、やっぱり希望もてる仕事として介護の仕事があるのかどうか、このことを考えますと、もっと根本的なところで考えなければいけないと思う。

それでは、以上で、介護人材の確保・定着について終わります。

続きまして、議題5の高齢者施設の整備状況について、事務局からご説明お願いいたします。

(鳩川高齢施設課長) はい、高齢施設課の鳩川です。それでは、お手もとの資料4、A3判となります。3年間を単位として、介護保険事業計画により整備を進めているところです。現在第4期平成21年度から23年度の計画により整備を行っている。資料に基づき説明しますが、左に類型、施設系と居宅系、それから地域密着型サービスの3区分があります。次にサービス種別ですが、特別養護老人ホーム、以下ですね地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護まで、9つまでサービスの種別を示しております。なお、地域密着型サービス、これ全て漢字で長い呼び名もあるが、6つのサービスがあります。平成18年に介護保険制度が改正された際に、創設された制度で利用者が住み慣れた地域で利用できるように、市町村が必要な整備量を定めて、市町村権限で事業者を指定するというものです。事業規模は、非常に小規模なものとなっております。1番上に特別養護老人ホームというものがあるが、これは30人以上、一番下のカッコ書きで小規模特別養護老人ホームというものがあるが、これは30人未満というもので非常に小さいものとなっております。住み慣れた方が、地域の生活24時間体制でサービスを行うということで、日常生活圏域内でサービス拠点を確保するというものであります。

表の真ん中になりますが、平成20年度末整備量について、各サービス種別ごとに整備量を示しております。次に、第4期介護保険事業計画で平成21年度から23年度としてサービス種別ごとに計画と実績を示しております。また、区分欄ございますが、介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護及び一番下の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスの種別なのですが、ここに介護基盤緊急整備特別対策事業というものがございまして。これも計画と実績を示しています。これは昨年、国の経済対策の一環として介護機能の強化と雇用の創出、これが緊急に求められていること、あるいは特別養護老人ホームの入所希望者が多数にのぼるといったことを踏まえて、平成23年度までに緊急整備を各自治体で行ってください、ということで国から要請がございました。これを受けて、特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模特別養護老人ホーム、あわせて約200人分の計画を第4期介護保険事業計画分に上乗せしたところでございます。

次に資料の一番右側ですが、第4期計画最終年度に23年度末の各サービス種別の整備量の見込み量を示しております。ここで計画と実績について、主な施設について触れさせていただきます。まず、特別養護老人ホームについてですが、介護基盤の緊急整備をあわせて計画通りの整備が見込まれます。ただ、次の介護老人保健施設については、第4期で200人分の計画に対して、平成21年度計画が達成されていないという状況にあります。ただ、今年度募集をすでに行ったところですが、複数の事業所さんから募集がでていたため、200という計画達成は達成できるのではないかと考えている。なお、特別養護老人ホームにおいては、22年度と23年度の実績欄に数値が入っております。これは、すでに整備事業者が決定しております。現在、工事に着手している、また、整備への手続きが進められているということで実績として表現させていただいております。また、実績欄に

カッコ書きがあると思いますが、このカッコ書きは整備されておらず現在募集中、または今後募集を行うということに記載している。次に、介護専用型の有料老人ホームですが、第4期計画で650人分、また下の地域密着型のほうでも、小規模有料老人ホーム116人と、併せて766人分とかなりハードな計画を立てております。今年の8月から12月にかけて事業者募集または説明会を経て、整備計画書の提出を受ける予定としていおります。計画達成に向けて創意工夫しながら整備を図ってまいりたいと思います。次に、地域密着型のグループホームですが、介護基盤の緊急整備とあわせて270人分の整備等になりますが、これもかなりの整備量の計画としております。計画の達成ですが、6月に行った事業者の募集状況をみますと、22の事業者さんから応募がでているので、期待はできると考えております。

以上、主な施設と実績についてご説明させていただきましたが、第4期の最終年度であります、整備見込み量の確保に向けて取り組んでいきたいと思っております。それから、先ほどのご質問と少し関連して申し上げますが、特別養護老人ホームの各政令市の比較ということで、要介護認定者数に対してどれくらい特別養護老人ホームが整備されているのか、ということをして市のほうで昨年調べたところでございますが、人口規模などで待機者の多いところは1万人、または8000人という大きなところはございます。要介護認定者数に対する特養の整備率ということで順位づけを行ったところ、千葉市は政令市の中でも5番目にあたります。私どもとしても、政令市の中ではある程度実績をあげているのではないかと考えております。それから、もう一点、現在利用者さんの割合、国のほうで平成26年までに施設系のサービスあるいは居住系のサービス、これについて利用者の割合要介護認定の2～5の37%と目標をたてている。そういった中で、国の示した目標に基づいてサービス種別ごとに市は整備量を見込んでいる。実は、政府の行政刷新会議をご存じだと思いますが、その下部組織で規制制度改革に関する分科会がございまして、この中で、医療・介護分野の規制改革事項ということで17項目くらい取りまとめが6月7日に行われております。この中で、介護施設等の総量規制を後押ししております参酌標準の撤廃ということがうたわれている。まさに37%の話だと思いますが、これはまだ決定ではございません。ただ、こういったものが取り払われるということになれば、各自治体での独自の考えで施設整備等を進めていく可能性があるのかなあ、と。来年度は第5期の計画策定期間になります。国の動向など注視しながら整備を図っていきたくと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(松崎会長) はい、ありがとうございます。ただ今のご説明の中で、参酌標準37%が撤廃されると、ある程度自治体の判断でもう少し増やそうとかできると思っていますね。他に、ご質問はございますでしょうか。

(平山委員) 介護老人福祉施設と介護老人保健施設の見込みありますが、これはユニット型ですか。

(鳩川高齢施設課長) 現在の考え方として、ユニットを基本として考えております。ただ、低所得の方が利用しづらいという声がありますので、その点多床室等も整備の枠の中に入れていくのかどうか、積極的に考えていきたいと思っております。

(平山委員) 低所得者のために多床室なのですか。

(鳩川高齢施設課長) これは、あくまで個人の尊厳重視という考えでユニットを進めるという考えと、整備がなかなか進まないという状況があります。ユニット型と多床室をあわせておこなっていく、というやり方もあると考えています。

(松崎会長) まあ、今後両方入ってくるという施設もありますよね。以上で、高齢者施設の整備状況について終わります。

次は議題6の成年後見支援センター及び認知症コールセンターについて、事務局からご説明をお願いします。

(高齢福祉課長) 高齢福祉課の柴田です。座って説明させていただきます。

千葉市成年後見支援センターからご説明させていただきます。資料5をお願いいたします

す。センターの設置目的ですが、誰でも住み慣れた地域で安心して暮らしていただけますようセンターを設置いたしました。成年後見制度にかかる相談窓口の一本化を行うとともに、家庭裁判所等への申し立て手続きなどの支援をあわせて提供することもできます。

つづきまして、3番の運営等につきましても、市の社会福祉協議会様に委託しております。開設につきましては、平成22年4月1日開設いたしました。設置場所につきましては、ハーモニープラザの3階に設置してございます。

つづきまして、4番の成年後見制度利用支援事業の拡大ということで、成年後見の申し立て費用及び後見報酬にかかわる助成につきましても、所得要件を緩和しました。下の表を見ていただいて、21年、22年と書いてありますが、右側が平成22年度でございますが、助成対象と書いてあるところでございます。介護保険法の社会福祉法人等利用者負担軽減対策基準まで緩和してあります。申したて費用につきましては、あらたに市長申し立て以外につきましても今回助成対象とさせていただきます。めくっていただいて裏側ですが、ここには事業概要が書かれております。表題のところだけ読ませていただきますが、(1)といたしまして、制度の相談、家庭裁判所への申し立て手続き支援、2番といたしまして、弁護士等を配置した専門相談の実施、3番といたしまして成年後見人候補者の情報提供、4番といたしまして、成年後見制度利用支援事業の受付・助成、5番といたしまして、今年度後半からと考えておりますが、市民後見人の育成のための研修、のちのち登録と進んでいきたいと思っております。6番、7番につきましては、このセンターができる前の権利擁護センターで実施しておりました事業を書かせていただいております。ちなみに、このセンターができて、4月5月6月の実績であります。4月が43件、5月が24件、6月が24件とご相談がございました。資料5につきましては以上です。

つづきましては、資料6ちば認知症相談コールセンターでございます。この説明の前に一部訂正があります。6番の(1)の相談日の②の専門相談でございますが、電話及び面談と書いてありますが、現状は面談のみを行っております。もう一点、(4)の体制で、専門相談員1名ということで認知症認定看護師とありますが、正しくは認知症看護認定看護師ということで、訂正させていただきます。

それでは、1番認知症相談コールセンターについてですが、まず目的ですが、認知症の人や家族等に対しまして、認知症の知識や介護技術の面だけではなくて、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンター等を千葉県と共同で設置いたしました。認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築いたしまして、認知症の理解の促進を図ることにより、実情に応じた効果的な支援ができるものと考えております。つづきまして、名称でございますが、ちば認知症相談コールセンターとさせていただきます。設置場所についてですが、中央区千葉港で千葉県労働者福祉センターの6階でございます。実施主体は、千葉県と千葉市の共同事業とさせていただきます。認知症の人と家族の会千葉県支部様に委託させていただきます。5番の事業内容につきましては、認知症の人やその家族等の人の相談に対しまして、電話や面談により応じております。(2)といたしまして、相談内容によりまして、専門相談員が応じております。3番といたしまして、相談内容により、あんしんケアセンターや介護サービス事業所、医療機関、市町村等に関係機関に支援をつないでいこうと考えております。相談体制につきましても、相談日でございますが、電話相談は月曜、火曜、木曜、土曜、休日は実施しておりません。専門相談等いたしまして、金曜日実施しております。時間につきましては、10時から午後4時まででございます。また、統括責任者1名、相談員2名、専門相談員1名、という形で実施しております。相談件数でございますが、4月には30件、5月には32件(うち面接相談1件)、6月は76件(うち面接相談2件)ありました。以上で説明は終わりにさせていただきます。

(松崎会長) はい、ありがとうございます。まず、千葉市成年後見支援センターについてですが、なかなか市民の方が積極的に利用しようというところまでいくのはたいへんだと思いますが、また市民後見人についてはやっとな千葉市は研修等したりして具体的に支

えるような体制をつくっていくようでございます。この社会福祉協議会に委託しておりますけど、担当している職員はどのような人でしょうか。

(柴田高齢福祉課長) 基本的には事務職員が担当しております。人数的には、現在11名の職員おりますが、専門ということでありまして弁護士さん、あとの職員につきましては、とりわけ専門職というわけではありません。事務職がやっております。

(畔上委員) 一般市民ということでありまして、公募なのか、もう少し内容をお聞かせ願いたい。

(柴田高齢福祉課長) 第三者後見人をお願いする方がおりませんので、まずその方たちの補助していただくような形で市民後見人を育成していきたいと考えております。公募というか、特に募集方法については決めておりませんが、一般市民の方を募集しまして、しかるべき研修のあとに、ただそれですぐにできるということではありませんので、実地で後見人の方に付いていただくなど勉強していただく。あと、金銭的なことをやるというのは難しいので、身上監護とか金銭にからまないところからと考えています。募集方法については、今後決まりしだいお知らせすることになると思います。

(畔上委員) とてもいい制度だと思いますが、さらに慎重にやらないといけないと思います。

(柴田高齢福祉課長) はい、本当に財産部分のところはそう思いますので、十分留意しながらやっていきたいと思っております。

(松崎会長) それでは、ちば認知症相談コールセンターについていかがでしょうか。実績も報告いただきましたが。認知症看護のほうの認定のこと、お医者さんのほうのですよね…。なかなか市民の方が認定看護師さんだとか、サポート医とかのことをわからないので、知らせていただくことも必要だと思います。

それでは、議題6の千葉市成年後見支援センター及びちば認知症相談コールセンターについて終わります。

引き続き、議題7の高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の策定について、事務局からご説明願います。

(柴田高齢福祉課長) 高齢福祉課でございます。資料7をお願いします。

高齢者保健福祉推進計画の策定についてです。まず1番の計画策定の根拠ですが、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定する計画でございます。老人福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づきまして、高齢者の地域における福祉水準の向上を目指すものです。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づいて、介護保険給付サービスや地域支援事業の量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組むべき内容を定めるものです。2番といたしまして、計画策定年度でございますが、平成23年度中でございますので、平成24年度から平成26年度までの第5期高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）を策定させていただきます。3番につきまして、計画を策定するための実態調査でございますが、平成22年に高齢者の福祉に関する意識や保健福祉サービスの利用意向等を把握するために実態調査を本年行います。実施時期につきましては、本年11月を予定しております。調査件数につきましては8,000件、19年度につきましては10,000件ございました。4番の計画策定のスケジュールですが、平成22年度につきましては、平成23年3月に計画策定について社会福祉審議会に諮問いたします。23年度の予定でございますが、仮ではあります、7月から翌年3月までの間に5回の会議を開催させていただき予定でございます。この間4回の会議の終了後にパブリックコメントを実施させていただきまして、そののちにまた2月頃に市民説明会等を実施させていただき予定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

(松崎会長) これは平成24年度から26年までの第5期高齢者保健福祉推進計画策定ということで、この委員会が担当していくということになるということですね。今年度はその基礎的な実態調査をしていくということでございます。できるだけこの実態調査を、本当によい調査をしていただきたいと思います。策定のスケジュールをおおまかに書いてあり

ますので、予定を考慮しておいていただきたいと思います。それでは、最後にその他ですが、事務局から何かございますか。

(原澤介護保険課長) はい、次の開催時期なのですが、平成23年3月中旬を予定しております。よろしくお願いいたします。

(松崎会長) 参考資料というのは、あくまで参考ということでよろしいでしょうか。

はい、それでは次の会議は平成23年3月の中旬くらいまでには1回行うということになりますので、よろしくお願いいたします。

(平山委員) 資料7ですが、基礎資料を作るために実態調査ということですが、どういう実態調査にするのか、こういう場で検討しなくてよろしいのですか。

(松崎会長) ただ今、平山委員から計画のための実態調査するのだけれども、調査の中身について、こういう委員会で検討しなくていいのですか、というご質問でしたが。

(西山高齢障害部長) 実態調査そのものの内容を事務局のほうで考えます。最終的に、こういう会議の場を開いてご意見をいただくということは考えておりません。あらかじめ委員さんにこういう形で実施を考えている、ご意見があれば、という形で意見聴取はお願いしたいところですが、あらたにこういう場では現時点で考えておりません。

(松崎会長) そういう進行ですけれども、それぞれの委員さんたちも、せっかく調査するならこういうところもお願いしたいということもあるでしょうが、そういう場合には意見をペーパーなんかで出すと、そういうことでよろしいでしょうか。

(畔上委員) すみません、バックしてしまうのですが、夜間の訪問介護のことですが、行政の立場を保護するわけではないのですが、たぶん訪問介護を利用したい方はいらっしゃると思うのですよ。船橋でも委員に加わってまして、実際に手をあげる業者がなかったのですね。サービス公社という市の外郭団体をお願いしているのですが、費用を船橋市で持ち出ししている。というのも、夜間訪問介護を必要とする方は本当にひどい重症な方が多いものですから、ととても苦勞している事業として、千葉市で現在募集中ということですがその辺も大変なことだと思います。それと、夜間在宅へ訪問するという、介護職が少ない中でなお大変なことだと思っておりますので、そういうことを勘案しながら高齢者福祉は推進していってほしいなと思っております。

(松崎会長) はい、ありがとうございました。それでは、予定しておりました案件については以上です。みなさまには活発なご意見をいただきありがとうございました。なお、本日の会議の議事録につきましては、各委員にご確認していただいて取りまとめるということですので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成22年度第1回高齢者福祉・介護保険専門分科会を閉会といたします。それでは、事務局よろしくお願いいたします。

(篠田介護保険課長補佐) 松崎会長様、ありがとうございました。それでは、これで本日の会議を終了とさせていただきます。委員の皆さま長時間にわたりまして、ありがとうございました。

[終 了]

【連絡先】

保健福祉局 高齢障害部

介護保険課 管理係

TEL : 043-245-5064

FAX : 043-245-5623